

滋慶医療科学大学院大学 学位規程

第1条 本学において授与する学位は以下の通りとし、専攻分野の名称を付記する。

修士（医療安全管理学）

第2条 本学の所定の単位を修め、修了による学位の授与を受けようとする者は、所定の修士学位論文審査願に要旨を添えて、研究科長に提出するものとする。なお、修士学位論文は別途所定の期日までに提出するものとする。

第3条 第2条の修士学位論文審査願を受理したときは、学長はこれを研究科教授会に付託するものとする。

第4条 修士学位論文は1編とする。ただし、参考として他の論文を添えることができる。

2 審査のため必要があるときは、教授会は修士学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の材料を提出させることができる。

第5条 研究科教授会は構成する教員の中から論文審査委員3名を選定して、論文についての審査及び試験（以下この条において「論文の審査等」という。）を行わせる。

2 教授会で必要があると認めるときは、論文の審査等の一部を審査委員以外の本学教員に委嘱し、意見を求めることができる。また特に必要があると認めるときは、論文の審査等の一部を他の大学の大学院、研究所等の教員等に委嘱し、意見を求めることができる。

第6条 第2条の規定により学位を申請した者については、別に必要な学識の確認のため試問を行う。

2 試問の方法は研究科の定めるところによる。

第7条 論文審査委員は、論文の審査及び試験並びに試問が終わったときは、研究科教授会に文書をもつて報告するものとする。

第8条 修士の学位授与の議決は、当該研究科教授会を構成する教員の3分の2以上が出席し、かつその3分の2以上が賛成しなければならない。

第9条 研究科教授会において学位を授与できるものと議決したときは、研究科長は学長にその名簿を報告し、学長が学位の授与を決定する。

第10条 修士学位論文の審査及び試験は、在学期間中に終わるものとする。

第11条 学長は、修士の学位を授与できると認められた者に対し学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知する。

第12条 学位を授与したときは、学長は学位簿に登録するものとする。

第13条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は研究科教授会の意見を聴いて学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科教授会において前項の議決をする場合は、構成員の3分の2以上が出席し、かつその4分の3以上が同意しなければならない。

第14条 学位記の様式は、別表第1のとおりとする。

第15条 学位授与に係る詳細については別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改正施行する。